

「水質基準に関する省令」等 及び 水質管理目標設定項目の一部改正案
に関するパブリックコメントの結果とその対応について

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 20 年 12 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において、カドミウム及びその化合物等について、水質基準等の見直しの方向性が了承されたことを受け、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部改正及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目の見直しを行うとともに、これに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）の一部を改正することとし、次表の 2 件について、平成 21 年 10 月 17 日～11 月 16 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

	タイトル	概要
1	「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見の募集について	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全委員会答申を踏まえ、「水質基準に関する省令」の一部改正し、「カドミウム及びその化合物」について、水質基準を改正（現行基準値 0.01mg/L）→0.003mg/L • 水質基準の改正及び水質管理目標設定項目の見直しに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部を改正し、「カドミウム及びその化合物」及び「1,1,2-トリクロロエタン」に関して、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置構造材質基準を改正 • 平成 22 年 4 月 1 日より施行。
2	水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全委員会答申を踏まえ、水質管理目標設定項目から「1,1,2-トリクロロエタン」を削除（現行目標値 0.006mg/L）。 • 食品安全委員会答申を踏まえ、水質管理目標設定項目の農薬類の対象農薬リスト中 6 項目について、目標値を改正。 • 平成 22 年 4 月 1 日より施行。

<意見募集の結果について>

2件のパブリックコメントに寄せられた意見概要と回答案は次のとおり。回答案に関しては、平成21年12月の水質基準逐次改正委員会において了承されたもの。

1. 「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

「水質基準に関する省令」等の一部改正案については、18件（すべて、「カドミウム及びその化合物」（以下「カドミウム」という。）に係る「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正に関するもの）の意見が寄せられた。

表1. 水質基準に関する省令等の一部改正案：意見概要と回答案

番号	意見概要	件数	回答案
<カドミウムに係る水栓その他末端の給水用具の浸出液に係る基準の改正について>			
1	<p>改定基準の適用までに猶予期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在販売している給水栓には、新基準値を満たせない製品がある。 カドミウム浸出の原因は、給水栓の部品に用いられる銅合金材料中のカドミウム含有率のばらつきによると考えられるが、要因解明と改定基準値を満たす製品の供給体制構築のため、猶予期間が必要。 	1件	<p>水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値(0.0003mg/L)を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p> <p>カドミウムに係る水道水の水質基準を遵守することによって健康への影響は生じないものの、給水装置由来のカドミウム浸出濃度をより低く抑えることによって、健康への影響が生じる可能性をさらに低減することから、給水栓メーカーにおいて、猶予期間が終了する迄に改定基準値を遵守するための適切な取り組みが行われることが必要であると考えます。</p>
2	<p>改定基準の適用までに1年の猶予期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売している製品について、浸出性能の基準適合性の検証が必要（現在 	15件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築する</p>

	<p>は、測定データが存在しない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準不適合品から適合品への切り替えを行った場合、それまでに出荷した流通在庫が販売できなくなり、販売業者にとって負担となるとともに、需要を満たすだけの製品を供給できなくなり、市場に混乱を招く懸念がある。 		<p>ための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p> <p>なお、猶予期間の設置は、流通在庫の販路の確保等の観点から行われるものではありません。猶予期間が終了する迄に改定基準値を遵守するための適切な取り組みが行われることが必要であると考えます。</p>
3	<p>当分の間、現行基準維持を希望。</p> <p>(理由)</p> <p>給水栓の原料として使用される銅合金にはリサイクル品が使用されており、従来の基準で合金されたものが市中に出回っている。よって、材料メーカーとしては、改定基準値に適合させるため、伸銅業界や鋳物業界からカドミウム含有率の低い原料供給の要請があっても、炉前保証原料としての供給は不可能であり、需要がなくなれば、業界の死活問題となる。</p>	1件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p>
4	<p>改定基準の適用までに周知期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <p>改定基準値に適合させるための材料は特殊な材料であり、含有量保証や製造時間の問題から、供給面で混乱の起きる可能性があるため、十分な周知期間が必要。</p>	1件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p>
<p><カドミウムに係る末端以外の給水用具の浸出液に係る基準の改正について></p>			
5	<p>改定基準の適用までに1年の猶予期間が必要。</p> <p>(理由は意見2と同じ)</p>	2件	<p>厚生労働省において、主な給水装置の既往製品の浸出性能試験データを取りまとめたところ、改定基準値案以下を満足することが確認されているため(平成21年度第1回水質基準逐次改正検討会資料参照)、末端以外の給水用具に関しては、改定基準の適用までに猶予期間は設けません。</p>

2. 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

水質管理目標設定項目の一部改正案については、1件の意見が寄せられた。

表2. 水質管理目標設定項目の一部改正案：意見概要と回答案

意見概要	回答案
<p>イソプロチオラン、メフェナセット、ブロモブチド及びエスプロカルブの目標値の改定は賛成できない。</p> <p>(理由)</p> <p>他の研究論文に基づく毒性評価値、環境省の公共用水域等における指針値、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準等よりも高く設定されているため。</p>	<p>今回の評価値の見直しは、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、水道からの摂取量を考慮の上、行うものであり、水道水の安全管理の評価値として妥当な値であると考えます。</p>
<p>【その他ご意見】</p> <p>その他、次の御意見が寄せられました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 目標値の設定されている対象農薬を見直すべき。・ 現行の総農薬方式をあらため、EUと同様、総農薬で0.5ppb=0.0005mg/L、単一農薬で0.1ppb=0.0001mg/Lという基準にすべき。	<p>これらのご意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

(参考1) カドミウムの水道水からの検出状況

改定基準値に基づいた水道水からのカドミウムの検出状況は次表のとおり。
H17～19年に0.002mg/Lが合計3箇所検出されているが、改定基準値(0.003mg/L)を超過する検出事例はない。

カドミウムの改定評価値に基づく過去3年間の検出状況
(検出地点数/測定地点数)

	H17	H18	H19
0.003mg/L 超	0/4,998	0/5,427	0/5,423
0.002 超～0.003mg/L 以下	0/4,998	0/5,427	0/5,423
0.001 超～0.002mg/L 以下	1/4,998	0/5,427	2/5,423

(参考2) 参照条文

○食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。
(一～六号省略)

七 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項(同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(八～十四号省略)

(2・3項省略)

○水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日 厚生省令第15号）

（一般事項）

第1条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（一～十五号 略）

十六 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

十七 資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。

（イ・ロ 略）

ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日 厚生省令第14号）

（浸出等に関する基準）

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

（2～4項 略）